

現場代理人の重複配置について（重複配置の特例 現場代理人：区分Ⅳ）

工事請負契約において、請負代金額が 500万円以上の工事に対しては、現場代理人の常駐義務（工事請負契約約款第10条第4項）を課しています。下記の条件を満たす工事については、現場代理人の常駐義務に関する要件を緩和し、次のとおり現場代理人の重複配置を認めることとします。

③ 公共工事標準請負契約約款第 10 条第 3 項にもとづく特例

1 現場代理人

（1）現場代理人の重複配置を認める工事

| 区分 | 対象者 | 重複配置の内容 |
|----|--|--|
| Ⅳ | 工事成績平均点が77点以上の 市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者 | 当初請負代金額が4,500万円未満の工事3件について、 現場代理人を重複配置できます。 |

* 「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。

* 複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。

（2）重複配置の条件

- ①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
- ②契約前又は現場代理人変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。
- ③必ずいずれかの工事現場に常駐すること。
- ④工事現場が「市内」であること。
- ⑤工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。

*現場代理人の重複配置条件の取扱いは、主任技術者についても準用します。

（3）落札候補者の取扱い

落札候補者の予定技術者届に記載された現場代理人が既に施工中工事の現場代理人に配置されていた場合は、重複配置の意思があるものとみなし、重複配置が可能と判断した案件については、落札決定とします。

従って、落札者は、契約前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出が必要になります。

(4) 優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を1件以上受けた市内事業者をいいます。

◎優良工事認定対象期間

令和4年度(2022年度)以降は、直近3年度分を対象期間とします。

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「市政情報」→「契約・検査」→

「検査情報」→「優良工事」→「優良工事認定一覧」

(5) 実施時期

令和8年7月1日

(6) その他

①随意契約の取扱いについて

重複配置は、随意契約に関しても同様の取扱いになります。

②現場代理人及び主任技術者重複配置届の書式について

「横須賀市ホームページ」→「オンラインサービス(申請書ダウンロード)」→

「財務部契約課の書式」→「契約関係書類」からダウンロードできます。

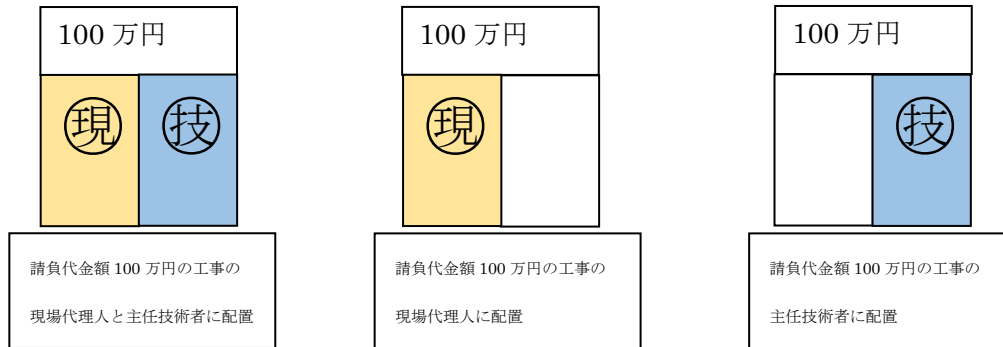
(7) ◆◆ 注 意 ◆◆

本特例は、以下の特例と併用することができません。

- ・「㊦ 建設業法施行令第27条第2項の規定にもとづく特例」の現場代理人：区分Ⅱ、及び、主任技術者：区分Ⅰ
- ・「㊧ 建設業法第26条第3項第1号の規定にもとづく特例」の区分Ⅲ

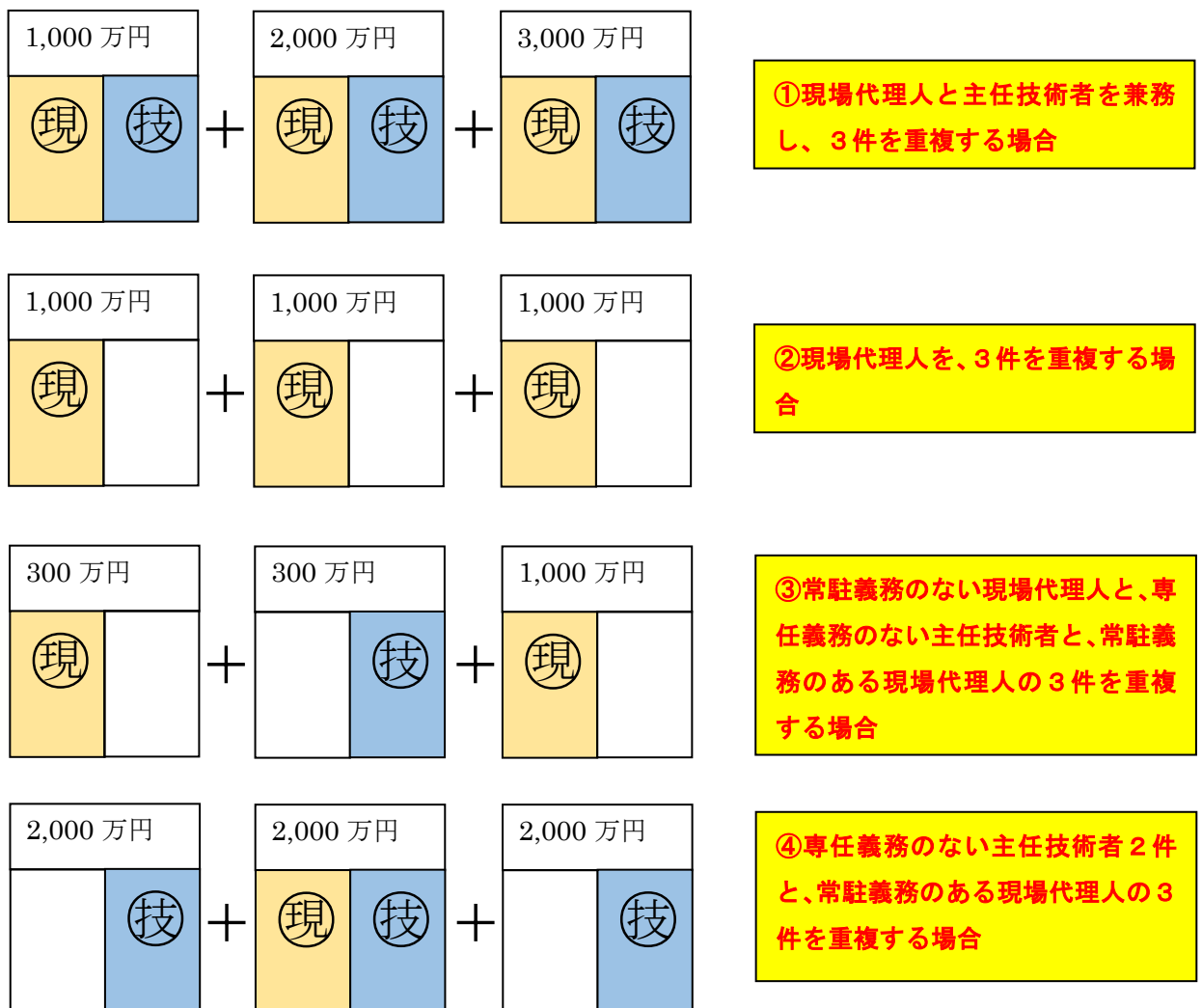
< ③ について具体的な配置のイメージ >

※イメージ図の凡例（土木一式工事で、同一人物を複数の工事に重複配置する場合を想定）



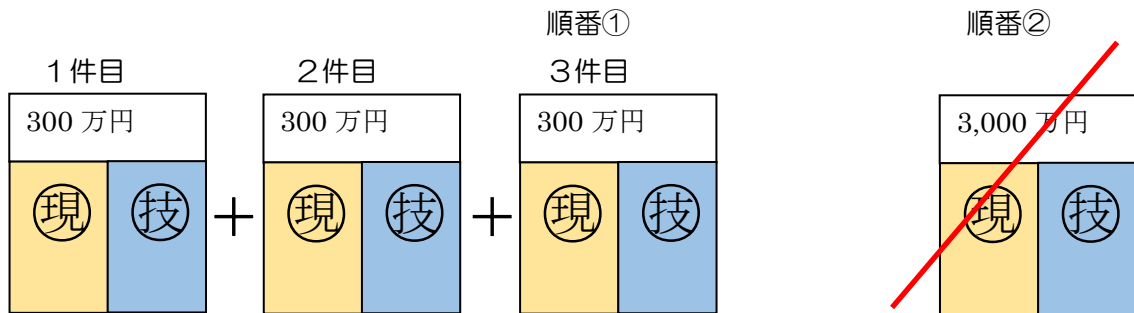
1. ③ 現場代理人 区分Ⅳ で 重複配置が **可能な** 主な例

⇒下記の①から④のいずれも、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「3」であるため、重複配置することができます。



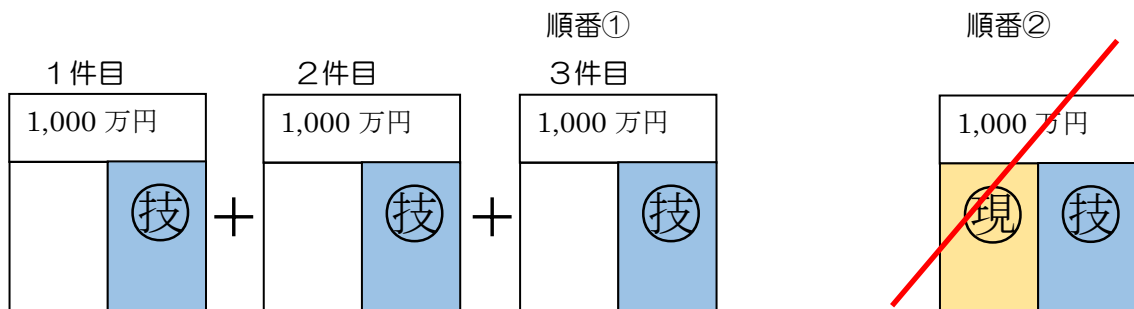
2. 現場代理人 区分Ⅳ で 重複配置が **不可**な 主な例

⇒下記のいずれも、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「3」でなくなるため、重複配置することができません。



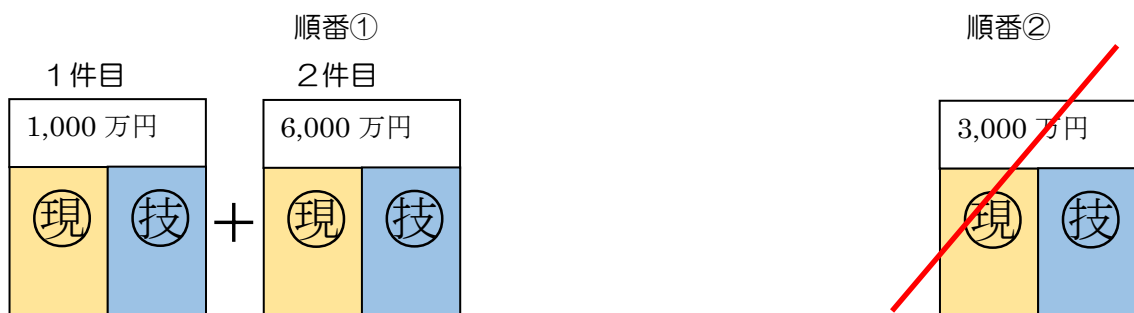
順番①まで契約し、すでに3件となっていた場合には、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「4」となるため、順番②は、重複配置できません。

※この場合、現場代理人の常駐義務のない工事も、工事現場の数として、数えます



順番①まで契約し、すでに3件となっていた場合には、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「4」となるため、順番②は、重複配置できません。

※この場合、主任技術者の専任義務のない工事も、工事現場の数として、数えます



「**特例** 建設業法施行令第27条第2項の規定にもとづく特例」を活用して、順番①を契約していた場合、工事現場の数が「2」でなくなるため、順番②は、重複配置できません。

※特例 **特例** は、特例 **特例** 及び 特例 **特例** と併用することができません。

令和 8年 7月 1日制定